



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

「法定調書」の提出について

先月号で紹介しました「年末調整」が終わって、ほっと一息ついたのも束の間、年明けからは「法定調書」の提出業務が始まります。今月号では「法定調書」について説明させていただきます。

法定調書は何のために提出？

「法定調書」とは、給与、退職金、税理士報酬、不動産の使用料等一定の支払い等があった際に、その内容を記載して税務署等へ提出することが義務付けられている書類です。法定調書の提出によって、税務署等は各納税義務者の所得金額や資産等の状況を正確に把握することができます。

主な法定調書の種類について

- ①「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は、給料、賃金、賞与などの給与等の支払をした場合に作成します。
- ②「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、役員等に対して退職手当、一時恩給その他こ

れらの性質を有する給与等の支払をした場合に作成します。

③「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、外交員、税理士報酬など、報酬、料金、契約金及び賞金の支払をした場合に作成します。

④「不動産の使用料等の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利や不動産の上に存する権利の設定等の対価の支払をする法人と不動産業者である個人が作成します。

金額の集計のポイント

法定調書は1月1日から12月31日の1年間ごとに、受給者ごとに支払いの事実や金額等を確認しながら集計を進めてください。

「給与所得の源泉徴収票」については、すでに年末調整時に集計し、源泉所得税の金額も算出していますので、新たに集計する必要はありません。

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」には、税理士、弁護士、司法書士等への報酬を記載します。請求書などで源泉所得税控除

前の報酬額を確認し、源泉徴収税額を別に集計しておくこと効率的に作業が進められます。源泉所得税の納付書に記載した金額と今回集計した金額とを照合して、集計漏れがないかどうか確認することも重要です。

法定調書提出のポイント

①受給者への交付

法定調書は、受給者各人に交付することが基本です。

②市区町村への提出

「給与支払報告書」や、「退職所得の特別徴収票」は、各市区町村へ提出する必要があります。これは住民税の課税資料となるため、金額の多少にかかわらず、全員提出しなければなりません。

③税務署への提出

税務署への提出の際には、上記法定調書の他に源泉所得税の金額などをまとめて記載した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」をセットにして提出します。提出期限は平成24年1月31日(火)です。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性(55歳)が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料(90万円)の支払いを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料(150万円)の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤務していたそうです。

「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性(当時56歳)が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基

準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程の接待に参加していたそうです。

「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女(11人)が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計11人を含め568人もおり、約100人が同様の申立てを検討しているとのこと。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。(10月25日申立て)

いま流行の「朝活」って何？

出勤前に勉強会などへ参加

会社への出勤前に勉強会などに参加する「朝活」が若い世代を中心に広がっているようです。

インターネット交流サイト(SNS)などを利用して業種や世代を越えた参加者と出会って人脈を作る「朝活」は、一種の自己投資として注目されています。

また、不況で人員削減が進み、自己を守るための「自己投資」が本格化しています。

幅広い「朝活」のテーマ

この「朝活」の効能は「気持ちがいい、楽しい、ためになる」の3つだと言われており、交流系、学習系、健康系、趣味系、仕事系、情報収集系、奉仕系に分類されます。

現在、自分の定年まで会社が存続するのかわかも不透明な時代です。常に必要とされる人材であり続け、何かあったときには助け合える人間関係を作るため、この「朝活」を始める人も多いようです。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします。

Q ネットを通じた通信販売にクーリング・オフを認めなければならないか？

—当社では、最近商品の販売方法の一つとして、インターネットの利用による販売を開始しました。ところが、先日インターネットを通じて当社の商品を購入した方から、「インターネットでの販売にはクーリング・オフが認められるはずだ。」と解約の申入れがありました。当社はこれに応じなければならないのでしょうか？

A 特定商取引法による規制

—インターネットを通じた取引（以下、ネット取引）は、特定商取引に関する法律（以下、特商法）によって規制される通信販売に該当しますので、法定された取引条件を明示する必要があります。しかし、クーリング・オフが当然に適用されるわけではありません。

特商法2条は、通信販売を「販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法により契約の申込みを受けて行う」取引と定義し、同法施行規則で「その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法」を含めています。そして、インターネットの利用はこれに該当します。

また、特商法のいう通信販売の対象となるのは原則としてすべての商品（指定権利を除く）ですが、他の法律によって消費者保護が図られているものや、クーリング・オフにないもの、その他規制に適さないものは規制の対象から除外されています。

以上のように、ネット取引は、特商法の規制を受けます。そして、特商法は通信販売について誇大広告を禁止し、取引条件の明示を求めています。この取引条件の表示義務は詳細な規制があり、また、前払制の通信販売は承諾等の書面通知義務が課されています。

他の法律による規制

ネット取引が信用購入あっせんなどの割賦

販売法の定める類型に該当する場合は、消費者保護の観点から、割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引を規制しており、これらの規制を受けることになります。

広告の取扱い

クーリング・オフの制度は、通信販売には認められていませんが、改正で広告に返品特約についての記載がなかった場合の商品受取り後8日間の返品・解約が認められました。

もっとも、通販業者が返品・解約の権利を特約としてその内容を広告すれば、特約は有効となります。また、返品不可の特約の明示があればそれも有効で、その場合は返品できません。

本件の対応

貴社は、ネットビジネスでの消費者向契約の内容を確認し、特に返品特約を定めていない場合か、定めていても広告に明示していない場合は、購入者からの返品・解約に応じなければなりません。

i お知らせ

年末年始休業のお知らせ

初冬の候、皆様ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて弊グループでは、本年度の年末年始の休業を **2011年12月28日(水)** から **2012年1月3日(火)** までとさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※2012年1月4日(水)より、通常業務を開始します。休暇中のお問い合わせにつきましては、4日以降に対応させていただきます。

一般社団法人中小企業アジアアドバンス協会への加入

弊グループは一般社団法人中小企業アジアアドバンス協会へ加入いたしました。発足にあたり、弊グループ前川が代表理事を務めさせていただくことになりました。一般社団法人の目的と致しましては、アジア諸外国の市場へ進出される中小企業の方々同士の協力体制を構築することにあります。以下のような事業内容を予定しております。

- ① アジアへの事業進出に関するコンサルティング業務
- ② アジアへの事業進出に関する講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
- ③ アジア現地視察及び展示会視察の開催
- ④ 図書・雑誌の出版業務
- ⑤ 前各号に付帯する一切の業務
- ⑥ その他当法人の目的を達成するために必要な業務

こちらの一般社団法人の「アジア進出活動」に興味がある方がいらっしゃいましたら、弊グループまでお気軽にお問合せ下さい。



12月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

15日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出
＜12月15日～1月25日＞ [労働基準監督署]

31日

- 固定資産税＜都市計画税＞の納付＜第3期分＞ [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書＜生命保険・損害保険・社会保険＞
兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (税務署)]